

令和5年度 魚津市奨学資金奨学生募集要項

高 等 学 校
高 等 専 門 学 校
短 期 大 学 ・ 大 学 等

魚津市では、経済的な理由によって修学が困難で、かつ優秀な学生に修学上必要な資金を貸与することにより、有用な人材の育成を図ることを目的として、奨学生を募集しています。

この魚津市奨学資金の貸与、返還その他については、魚津市奨学資金貸与規則の規定に基づき行います。

応募の際には、この要項の内容をご確認のうえ必要書類を提出してください。

1 貸与月額

- (1) 高等学校、高等専門学校（1～3年生） 13,000円
(2) 大学・短期大学等、高等専門学校（4～5年生） 40,000円

(注)ただし、身体に障害のある方（身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる障害程度等級が1級から4級までの方）は、必要と認めた場合、貸与額を規定の5割まで増額することができます。

- ※ 奨学資金は無利息です。
※ 採用が決定した場合、奨学資金は年4回（4月（初回は6月）、7月、10、1月）に分けて指定口座に振り込みます。

2 採用人員

5名程度

3 貸与期間

令和5年4月から在学期間を卒業する最短年月までの期間

4 出願資格について

- (1) 本人又は本人の保護者が、魚津市内に住所を有する者であること
(2) 学資の支弁が困難であること

世帯収入額、世帯人数や家族構成、特別な事情等を勘案し判定します。
収入基準額の目安 4人家族子供2人給与所得者1名の場合 946万円
※あくまで目安です。家族状況により基準額が増減します。

- (3) 国内に所在する高等学校以上の学校(各種学校を除く)に在学し、又は学位取得を目的として海外に所在する大学若しくは短期大学に在学すること
(4) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みのある優れた学生または生徒であること

出身学校における学力総合判定で、B以上とする。

なお、判定については、1～3学年の評定平均値（5段階法）で行う。

「学力総合判定」区分		評定平均値
A	特に優秀なもの	4.1～5.0
B	平均水準以上のもの	3.1～4.0
C	平均水準以下であるが、学力向上を期待し得るもの	2.1～3.0